

みなさん 全国労働衛生週間ですよ！(10月1日～10月7日)

「目指そうよ二刀流 心とからだの健康職場」

戦後まもない昭和22年に「労働基準法」が誕生、そして、昭和25年に第1回全国労働衛生週間が開催されました。ご参考まで、第1回スローガンは「労使の労働衛生思想の昂揚を図り、以て労働衛生行政の目的を達成しようとするものである」。あれから74年、令和5年全国労働衛生週間のスローガンは、心と体の健康の「二刀流」でいこうというもの。心と体は一体となつてこそ十分な能力が発揮できるものですよね。



WHOの健康に関する定義は「肉体的」「精神的」「社会的」に満たされている状態をさしておりますが(昨年のかかわら版10月号参照)皆さんの職場ではどんなスローガンを掲げていますか？

9月1日労働基準協会盛岡支部「衛生担当者研修会」を開催

【本週間に実施する事項】

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視、労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ・その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



職場における心とからだの健康づくりのための手引き（THP指針）

事業場における労働者の健康の保持増進については、昭和63年に、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進措置を推進するため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」を策定し、THP指針に沿った取組を普及してきました。

職場における心とからだの健康づくりのための手引き

～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

2021年3月



THP指針策定から30年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化の一層の進展、働き方の変化など、日本の社会経済情勢が大きく変化していく中で、事業場における健康保持増進対策についても見直しの必要が出てきていました。そのため、令和2年3月に、事業場における健康保持増進対策をより推進する観点から、THP指針を改正しました。また、令和3年2月に、医療保険者と連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、更に改正しました。

この手引きは、事業場がTHP指針に基づく健康保持増進対策に取り組む際の参考となるよう、積極的に取り組む事業場の事例の収集・調査を行い、ポイントやノウハウをとりまとめたものです。

ぜひこの手引きをご覧ください、各事業場の実態に即した労働者の健康保持増進対策の推進にお役立てください。

(この手引きは、労働者の健康保持増進措置に取り組む事業者、人事労務管理スタッフ、産業医、衛生管理者、保健師をはじめとする産業保健スタッフなどの皆様にご活用いただくことを想定しています。)

THP指針を参考として、心と体の健康づくりを進めましょう！

ちょっと小耳情報 「鉄分」の話

人間の体内には3000～4000mgの鉄が存在しており、その65%が血液中にあり、35%が肝臓や脾臓、腸、骨髄などに貯蔵されていて、赤血球を作る、細胞に酸素を運ぶ、脳内ホルモンの影響など様々な働きをして生きていくためになくてはならないものなのだとか。

鉄分が不足→消化管の粘膜が弱くなる→胃もたれなど消化器症状が出やすくなる→食事をとっても十分吸収されず→栄養不足に、また、疲れやすくなるそうです。そして、簡単に口にはできる糖質を食べ(糖質を取るとすぐに元気になる気がするから)、すると、次第に甘いものを欲するようになってしまい、負のスパイラルに陥る可能性があるということです。

東京都立病院機構 HP レシピ紹介



糖質の取りすぎ→血糖値上昇→インスリン大量分泌→低血糖→強い眠気や抑うつ感が出現「機能性低血糖」というそうです。このようなことを繰り返すと、インスリンが枯渇したり、インスリン抵抗性が生じ、恐ろしい糖尿病になってしまう可能性があるそうです。

鉄分の不足解消のため、普段の食生活を見直してみませんか。

盛岡市HP「栄養だより」もご参照ください。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kenko/kenkojoho/1031410.html>

厚生労働省HP e-ヘルスネット



第3回「転倒災害防止コンテスト」のお知らせ



本年7月の安全週間中、第2回転倒災害防止コンテストの表彰式を行いました。第1回の応募より更に工夫を凝らした取り組みが沢山あり、第1回、第2回の表彰事例を岩手労働局HP「盛岡監督署からのお知らせ」に掲載しております。

これまで、応募期間が少し短いという意見を頂戴いたしましたので、次回(第3回)は、11月～1月を応募期間といたします。

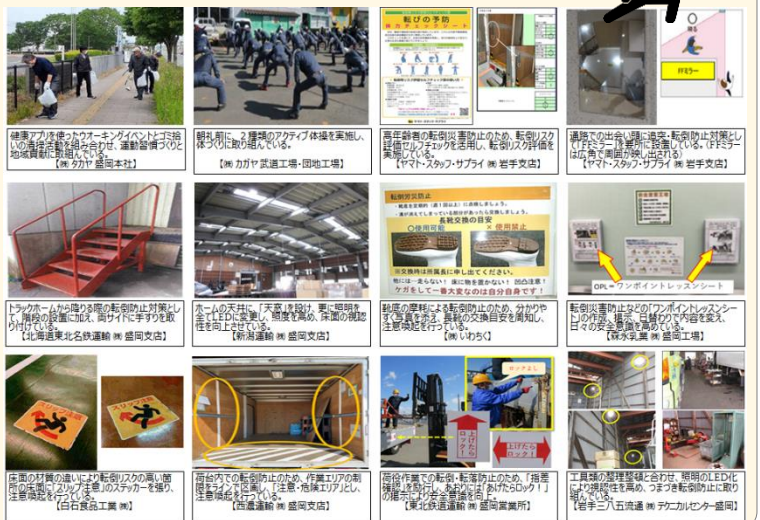
詳細は、HP「盛岡監督署からのお知らせ」をご覧ください。

「4S」「設備改善」「見える化」「リスクアセスメント」「体づくり」などの取り組みを表彰いたします。多数のご応募をお待ちしております。

第1回、第2回の表彰事例は、こちら →



岩手労働局HP
「盛岡監督署からのお知らせ」



建設業で働く方やドライバーへの時間外労働の上限規制の適用に向けて！

厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト
はたらきかたススめ

トップ 国民の皆様へ 業界別の取り組み

業界別の取り組み

バス・タクシー

※はたらきかたススめ特設サイト、PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」の公開期間は、2025(令和7)年3月31日までとなります。

建設業、トラック・バス・タクシーのドライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が、令和6年4月1日から適用となります！

適用猶予業種向けの特設サイト「はたらきかたススめ」が開設されました。

現在、トラックに加え、「バス・タクシー」業界の取り組みがアップされました。

今後、「建設業編」が公開される予定です。

動画シリーズを通して、建設業、運輸業が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、国民の皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

市民生活にも影響があるものですので、該当業種以外の方も是非一度ご覧ください。

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用電動ファン付き呼吸用保護具)が型式検定等の対象となりました。

この改正は、令和5年10月1日から施行・適用します。

- ① 型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年(令和8年)9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください(リーフレット参照)。
- ② 防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用できるようになります。

※防爆構造電気機械器具の型式検定を受けていないものは、爆発危険箇所では使用できません。



リーフレット

今回の改正等のポイント

1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加
 - ▶ 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。
2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定
 - ▶ 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」、「アンモニア用」、「亜硫酸ガス用」の4つを規定。
3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更
 - ▶ 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている省政令等については、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。
4. その他関係省令の一部改正
 - ▶ 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)等において、各作業に従事する際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

- ▶ 主に電動ファン、吸引缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
 - ▶ 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧(※)になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。
- ※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類



<型式検定合格標章の例>

(呼吸用保護具本体用の合格標章) (吸引缶及び電動ファン用)

国(年)検 型式検定合格番号 (品名)(種類)	国(年)検 (品名)(種類) 型式検定合格番号
-------------------------------	-------------------------------

※本体の合格標章は概ね赤丸(●)部分に貼られています。

型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。

- ▶ 「国(年)検」部分に型式検定に合格した年から有効期間(5年)を過ぎているかを確認してください。
- ▶ 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。

林業事業者、従事者の皆さま 労働災害防止の取組をお願いします。

林業における労働災害、特に、死亡災害（右表参照）は、「かかり木」「ツルからまり」「重機災害」など、これまで何度も同様の災害が繰り返し発生しています。

繰り返される死亡災害に歯止めをかけるため、岩手労働局、岩手県、林材防災協岩手県支部の主唱により「林業労働災害防止特別プロジェクト」を展開中です。事業者の皆さまは取組事項の徹底をお願いします。

岩手県内の林業における死災害事例 令和3年～令和5年

1	3年1月	転倒により頭蓋骨骨折、硬膜外出血
2	3年4月	伐倒木がかかり木となり、当該立木を倒そうとした際、転動し激突
3	3年6月	枝からまりの状態では伐倒した際、上方の立木（立ち枯れ）が引き倒され、激突
4	3年8月	ツルからまりの状態では伐倒した際、ツルで後方の立木が引き倒され、激突
5	3年12月	作業道作設中、バックホーが転落し、キャビンから投げ出された
6	4年2月	かかり木に対して「あびせ倒し（投げ倒し）」を行ったが倒れず、かかられた木の伐倒の際、かかり木が落下し激突
7	4年5月	かかり木に対して「あびせ倒し（投げ倒し）」を行ったところ、更にかかり木となり、状況確認中、2本目のかかり木が落下し激突
8	4年7月	ツルからまりで倒れなかったため、ザウルスで押し倒そうとしたところ、ツルがからんでいた別の立木が折れ、作業員に激突
9	5年7月	グラブで走行中、作業道の路肩から転落

林業労働災害防止 特別プロジェクト

令和5年7月1日から12月31日まで

岩手労働局、岩手県、林業、木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では、林業における労働災害、特に死亡労働災害の撲滅を目指し、7月1日から12月31日までを特別プロジェクト期間として労働災害防止の取組を推進します。

岩手県の林業における労働災害による死亡者数は過去5年間に4回、全国ワースト3に入っています
令和2年からは3年連続で3人以上死亡しています

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ワースト1	北海道 6人	北海道 9人	北海道 4人	岩手 5人	岩手 5人
ワースト2	秋田 3人	岩手 5人	秋田 3人	岩手 3人	岩手 3人
ワースト3	岩手 2人 群馬 福井 各2人	新潟 3人	宮城 福島 各2人	青森 福島 和歌山 各2人	秋田 東京 熊本 大分 鹿児島 各2人
合算	31人	33人	36人	30人	29人

岩手県の林業に係る労働災害発生率は
死傷は全産業の約7倍 死亡は全産業の約34倍



※ 就業人数はともものグラフで令和2年調査統計値から利用
 出典：労働安全衛生局「労働災害発生状況調査報告書」
 岩手県労働局「労働災害発生状況調査報告書」
 岩手県労働局「労働災害発生状況調査報告書」
 岩手県労働局「労働災害発生状況調査報告書」
 岩手県労働局「労働災害発生状況調査報告書」

期間内の事業者の取組

- チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの遵守
 - ・保護具・保護衣の着用
下肢の切創防止用保護具の着用、保護帽、保護網・保護メガネの着用など
 - ・安全なチェーンソーの取扱い
チェーンソー始動時、チェーンソーを持って移動する際の安全確保など
 - ・作業計画の策定
事前調査の確実な実施と記録の作成、作業指揮者の選任、使用する機械設備の配置等を含めた作業計画の作成及び作業員に対する周知・教育など
 - ・安全な伐木作業の徹底
伐木作業場所の周囲の確認の徹底、伐倒しようとする立木のつらがりみ、枝がらみ等の状況確認の徹底、立入禁止措置の徹底、適切な受け口の作成の徹底、伐倒時の楔の使用の徹底、適切な方法によるかかり木の処理の徹底など
 - ・安全な造材作業の徹底
上下作業の禁止、滑動の恐れのある伐倒木・玉切材の固定の徹底、弓状となっている等「ため」の効いた材の反発力の低減など

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイド

ラインはこちら



労働災害の予防のため、安全衛生活動を徹底しましょう！

令和5年1月～8月の県内の災害発生状況を見ると、業種別にそれぞれ特徴があります。各業種の災害ワースト3は以下のとおりです。

- 製造業：①転倒、②挟まれ・巻き込まれ、③切れ・こすれ
- 建設業：①墜落・転落、②転倒、③挟まれ・巻き込まれ
- 運送業：①墜落・転落、②転倒、③動作の反動（腰痛等）
- 林業：①激突され、②転倒、③挟まれ・巻き込まれ
- 小売業：①転倒、②墜落・転落、③交通事故
- 社会福祉施設：①転倒、②動作の反動（腰痛等）、③激突され

全業種を通じて多いのは、①転倒、②墜落・転落、③動作の反動（腰痛等）、④挟まれ・巻き込まれ、⑤切れ・こすれ、⑥激突され、となっています。

業種・災害を細分してみると、最多は「小売業の転倒」、第2位「建設業の墜落転落」、第3位「社会福祉施設の転倒」となっています。

業種によって災害の特徴があり、災害発生状況では、重篤な後遺症を残す事例、死亡災害に至りそうな事例などが目立ちます。

設備の不備、安全教育・訓練の未実施、作業マニュアル等の未整備、保護具の未使用、不安全行動、リスクアセスメントの未実施、安全管理体制の不備、法令無視・軽視など、災害発生要因は複数あります。

安全衛生教育の実施、さらにリスクアセスメントを行い、必要な安全対策・衛生対策を確実に講じていただくようお願いいたします。

小売業の労働災害を防止しよう

わが国の労働災害は長期的には減少傾向にあります。小売業を取り上げてみると、労働災害は未だ減少が見られません。小売業には、総合スーパー、ホームセンター、ホームセンター、無店舗型など様々な業態があり、労働災害防止を推進するためには、それぞれの業態の特性を踏まえる必要があります。本冊子では、小売業の代表的な業態それぞれについて、労働災害の特徴、安全対策のポイント、企業が安全衛生対策などを紹介しています。

足場からの墜落防止措置が強化されます

改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行

厚生労働省では足場足場からの墜落防止措置を強化し、令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

はしご・脚立の使用に関する安全対策はこちら↓↓↓

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう

はしごを使う前に/脚立を使う前に（チェックリスト）

職場の危険の見える化

（小売業、飲食業、社会福祉施設）

実践マニュアル

厚生労働省HPにその他参考資料を掲載していますので、ご利用ください。

岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策

岩手県・岩手労働局においては、事業主の皆様への雇用に関するお悩みに対応できるよう、各種支援策を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

岩手労働局HPのトップページから「**岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について**」をクリックしていただき、一覧表をご覧ください。

新銀引き上げ、生産性向上、人材確保、職場環境の改善などの支援策を是非ご利用ください

(令和5年9月現在)

岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について

岩手県・岩手労働局においては、事業主の皆様への雇用に関するお悩みに対応できるよう、以下の支援策を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

1. 最低賃金・賃上げを行う場合の支援策

業務改善助成金 【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

・事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成。
※ 令和5年8月31日より、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差異額が50円以内とすることや、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の事後申請を可能とすること、さらに助成率の区分となる金額の引上げ等の拡充を実施。

キャリアアップ助成金 【相談先】岩手労働局 職業安定部 職業対策課分室 助成金コーナー

・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規労働者について、正社員化、賃金引上げ、社会保険の適用等の処遇改善の取組を実施した事業主に助成。

専門の相談窓口 【相談先】岩手働き方改革推進支援センター

・事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、専門家による無料相談と専門家の派遣を実施。

2. 生産性向上の取組を行う場合の支援策

働き方改革推進支援助成金 【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

・職場環境の改善、労働時間の縮減等に向けた取組を行い、生産性向上や業務効率化等を目指す中小企業事業主に、その経費を助成。①適用猶予業種等対応コース、②労働時間短縮・年休促進支援コース、③勤務間インターバルコース、④労働時間適正管理推進コース、⑤団体推進コース、の全5コース。

人材開発支援助成金 【相談先】岩手労働局 職業安定部 職業対策課分室 助成金コーナー

・雇用する労働者に対して職務に関連した知識・技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。「人材育成支援コース」、「人への投資促進コース」、「事業展開等リスク軽減支援コース」等、7つのコースで構成。

3. 人材確保や職場環境の改善を行う場合の支援策

ハローワークでの人材確保支援 【相談先】各ハローワーク

・各事業所が求める人材の確保に向けて、県内12カ所のハローワークにおいてマッチング支援(求職者の紹介、求人条件の相談等)を実施。



岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について

新型コロナウイルス感染症について（事業主、労働者のみなさまへ）

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ「業務によって感染したの対象となります」



新着情報一覧

岩手労働局HPのトップページ「新着情報」にも沢山の情報を掲載しています

2023年09月08日 ▶ [令和5年8月8日岩手県最低賃金の改正決定について\(答申\)](#) **NEW**

2023年09月08日 ▶ [岩手県地域職業能力開発促進協議会委員の公募について](#) **NEW**

2023年09月06日 ▶ [【8/31改定】賃金引上げを考えると業務改善助成金を活用ください。](#) **NEW**

2023年08月22日 ▶ [【建設業限定】働き方改革推進支援助成金のお知らせ](#)

2023年08月22日 ▶ [【運送業限定】働き方改革推進支援助成金のお知らせ](#)

8月22日には、時間外労働上限規制の適用猶予である建設業、運送業向けの支援が掲載されています。

また、9月6日には、業務改善助成金に関する内容が掲載されています。

各種支援策については、岩手労働局 雇用・環境室にお問い合わせください。

岩手労働局 雇用・環境均等室

019-604-3010

業務改善助成金：お問い合わせ ➡ 業務改善助成金コールセンター 0120-366-440 (申請先：岩手労働局 雇用・環境均等室)

「働き方改革推進支援助成金」をご活用ください！

労働時間短縮・年休促進支援コース

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

ぜひご利用ください



適用猶予業種等対応コース

2024年4月1日から、建設業、運送業、病院等、砂糖製造業といった、適用猶予業種等へ時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

ぜひご利用ください。

